

中核機関(2次的窓口)の機能の方向性及び1次的窓口の役割(案)

		開設当初の重点取組	醸成期間	将来的な取り組み
広報機能	中核機関	広報・啓発活動の実施		
		講座等の実施		
	1次的窓口	チラシ等の配布や出前講座を実施する。 圏域の市民に対して制度の説明を行う。		
相談機能	中核機関	専門相談の実施		
		権利擁護に係る相談対応及び支援の実施		
		支援機関からの相談対応		
	1次的窓口	1次相談窓口として受け付けた相談の中で、困難な事例については中核機関の助言やサポートを受ける。 中核機関との連携が強化推進され、課題解決が迅速化する。		
成年後見制度 利用促進	中核機関	日常生活自立支援事業との円滑な連携		
		吹田市成年後見審判申立審査会への参加		
		受任者調整（マッチング）等の支援 市民後見人の養成		
	1次的窓口	相談者の意思決定支援に努め、中核機関との連携による各種制度や専門機関の機能との連動等、権利擁護支援が図られるように取り組む。 多様な担い手の活用		
成年後見人等 への支援機能	中核機関	親族後見人、後見活動を行う法人への支援		
		市民後見人への支援		
	1次的窓口	中核機関と連携し、被成年後見人等の意思決定を支援するとともに、成年後見人等が適切に業務を遂行できる環境づくりを支援する。 地域における適切な権利擁護体制の構築		
地域連携 ネットワークの 構築	中核機関	地域連携ネットワークの構築		
		協議会の運営		
		権利擁護支援チームの形成	権利擁護支援チームの自立支援	
	1次的窓口	既存の担当者会議等を活用して権利擁護支援チームの形成を意識し、中核機関と連携する。 中核機関と情報共有し、チームの自立を支援する。		
※1次的窓口：地域包括支援センター・障がい者相談支援センター				